

# 令和3年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和3年11月9日（火）  
【開会】 14時00分  
【閉会】 15時14分  
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満  
委員 高橋 美里  
委員 石井 孝  
教育長職務代理者 岡田 弘  
委員 岩切 貴乃

## 【欠席委員】

委員 田中 雅文

## 【出席職員】

教育次長 石井 宏之  
総務部長 森 有作  
教育環境整備推進室長 谷村 元  
職員部長 小澤 毅夫  
学校教育部長 大島 直樹  
健康給食推進室長 鈴木 徹  
生涯学習部長 岸 武二  
総合教育センター所長 佐藤 公孝  
庶務課長 日笠 健二  
庶務課担当課長 瀬川 裕  
教育政策室担当課長 二瓶 裕児

生涯学習推進課長 箱島 弘一  
生涯学習推進課 小林 美帆  
文化財課長 服部 隆博  
文化財課課長補佐 河野 正伸  
教育政策室担当係長 葛山 久志  
教育政策室職員 横井 勇人  
教育政策室職員 佐藤 恵

情報・視聴覚センター担当課長 関口 大紀  
情報・視聴覚センター担当係長 茅根 真帆  
教職員人事課長 宮川 匡之  
教職員人事課担当課長 小松 隆之  
教職員人事課課長補佐 永井 洋子  
教職員人事課職員 水口 想  
庶務課経理係長 桑原 佑輔

調査・委員会担当係長 長谷山 大介  
書記 畑山 拓登

## 【署名人】

委員 石井 孝

委員 岩切 貴乃

( 1 4 時 0 0 分 開 会 )

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、田中委員が欠席でございますが、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時30分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

## 4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 4、報告事項No. 5、議案第32号、議案第34号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、議案第33号は、人事管理に係る内容であり、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 4、報告事項No. 5、議案第32号、議案第34号につきましては、議会での報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

また、議案第33号につきましては、議決後、資料は公開しても支障がないため、公表期日以降に資料のみ掲載させていただきます。

## 5 署名人

### 【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

石井委員と岩切委員をお願いいたします。

## 6 報告事項 I

### 報告事項No. 1 令和3年第3回市議会定例会について

#### 【小田嶋教育長】

はじめに、報告事項Iに入ります。

「報告事項No. 1 令和3年第3回市議会定例会について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

#### 【日笠庶務課長】

庶務課、日笠でございます。

それでは「報告事項No. 1 令和3年第3回市議会定例会について」御報告させていただきますので、お手元の資料を御覧ください。

はじめに、表紙をおめくりいただき、資料の1ページ目を御覧ください。「令和3年第3回市議会定例会 議案概要及び会議結果」でございますが、これは令和3年9月2日から10月8日まで開会されました市議会定例会において、提案された全議案の一覧でございます。本定例会では、教育委員会事務局から個別に提案した議案はございませんが、関係する議案といたしましては、2ページをごらんいただきまして、議案第127号「令和3年川崎市一般会計補正予算」、3ページをごらんいただきまして、議案第135号「令和2年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について」の2議案でございます。10月8日の本会議におきまして採決が行われました。結果につきましては、全会一致及び賛成多数により、可決及び認定されたものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。「令和3年第3回市議会定例会 代表質問発言者及び発言要旨」についてでございます。代表質問は、9月13日、14日の2日間で行われ、資料は各会派からの代表質問の要旨を一覧にしたものでございます。このうち、教育委員会事務局に対する質問を網かけにしておりますので御紹介いたしますと、自民党からの質問といたしましては、「緊急事態宣言下におけるオンラインでの授業配信について」、「フッ化物洗口について」、「川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の決定に係る検査方法等の変更について」、「通学路の安全

対策について」、「学校プールの効率的な運用・整備の推進について」、「新型コロナウイルス感染症について」、「JR南武線連続立体交差事業について」などの質問がございました。以下、9ページから13ページまでは、それぞれみらい、共産党、公明党の順で各会派の質問を掲載しておりますので、後ほど、ごらんいただければと存じます。

続きまして、14ページを御覧ください。「令和3年第3回市議会定例会 決算審査特別委員会 文教分科会 発言要旨」についてでございます。決算審査特別委員会文教分科会は9月27日に行われ、9名の委員から19項目の質問がございました。主な質問を御紹介いたしますと、「公益財団法人川崎市給食会一般事業補助金について」、「民間連携推進事業における子どもの泳力向上事業費について」、「事務局費に係る教職員の働き方・仕事の進め方改革について」、「読書のまち・かわさき事業及び学校司書配置事業について」などの質問がございました。その他、各委員の質問要旨につきましては、後ほど、ごらんいただければと存じます。

続きまして、15ページを御覧ください。「令和3年第3回市議会定例会 決算審査特別委員会 総括質疑発言者及び発言要旨」についてでございます。決算審査特別委員会総括質疑は10月4日に行われ、教育委員会事務局に対して、「公益財団法人川崎市給食会一般事業補助金について」、「宮前市民館・図書館整備事業費について」などの質問がございました。16ページまで、各会派及び無所属各委員の質問要旨を掲載しておりますので、後ほど、ごらんいただければと存じます。

以上で、令和3年第3回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

**【小田嶋教育長】**

ただいまの説明から、本件は令和3年第3回市議会定例会に関する御報告でございましたので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

**報告事項No. 2 令和3年度優良PTA表彰団体の決定について**

**【小田嶋教育長】**

次に、「報告事項No. 2 令和3年度優良PTA表彰団体の決定について」の説明を、生涯学

習推進課長、お願いいたします。

#### 【箱島生涯学習推進課長】

生涯学習推進課長です。よろしくお願いいたします。報告事項No. 2「令和3年度優良PTA表彰団体の決定について」御報告をさせていただきます。

この表彰は、毎年、各区PTA協議会から区内の優良PTAを推薦していただき、市の選考委員会を経て推薦しているものでございます。今年度は、4月26日に市の「優良PTA表彰候補団体選考委員会」を開催し、推薦のありました計7団体の中から、文部科学大臣表彰推薦団体2団体、神奈川県教育委員会表彰推薦団体4団体を選出し、神奈川県教育委員会へ推薦してりましたが、このたび、被表彰団体の決定について通知がございました。

はじめに、4ページの「優良PTA文部科学大臣表彰要項」を御覧ください。文部科学大臣表彰は、PTAの健全な育成、発展に資することを目的に、2の「表彰基準」にございますとおり、組織、運営、活動の面から優秀な実績を挙げているPTA団体を表彰するものでございます。

次に、5ページの「優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱」を御覧ください。第2条の推薦基準につきましては、文部科学大臣表彰の表彰基準と同様の基準となっており、こちらも、組織、運営、活動の面から優秀な実績を挙げているPTA団体を表彰するものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、1の「文部科学大臣表彰」についてでございますが、本市から推薦いたしました表に記載の2団体が、神奈川県教育委員会の選考委員会を経て、文部科学大臣へ推薦され、このたび被表彰団体として決定されたところでございます。表彰式は、11月19日にホテルニューオータニで執り行われる予定です。

次に、2の「神奈川県教育委員会表彰」について、でございますが、本市から推薦いたしました表に記載の4団体が、被表彰団体として決定をされたところでございます。こちらについては、事前に教育委員の皆様には情報提供をさせていただいておりますが、表彰式は去る9月2日に神奈川県庁にて執り行われる予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により表彰式については中止となっております。

2ページ・3ページには、被表彰団体の業績を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

なお、御参考までに、9ページの公益社団法人日本PTA全国協議会会長表彰について、でございますが、こちらにつきましては、川崎市PTA連絡協議会が推薦するものでございますが、表に記載の1団体が被表彰団体として決定されており、表彰式は、文部科学大臣表彰と同日にホテルニューオータニで執り行われる予定であることを申し添えます。

以上で、報告事項No. 2の説明を終わらせていただきます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

報告事項No. 3 川崎市地域文化財顕彰制度における第4回川崎市地域文化財の決定について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 川崎市地域文化財顕彰制度における第4回川崎市地域文化財の決定について」の説明を、文化財課長、お願いいたします。

【服部文化財課長】

文化財課長の服部でございます。よろしくをお願いいたします。

「報告事項No. 3 川崎市地域文化財顕彰制度における第4回川崎市地域文化財の決定について」御報告申し上げます。

お手元の資料の1ページを御覧ください。はじめに、「1 川崎市地域文化財顕彰制度の概要」について、「(1) 趣旨」でございますが、平成29年12月に創設した当制度は、川崎市内で、市民生活、市民文化や地域風土に根差して継承された文化財を、川崎市地域文化財として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的としております。「(2) 地域文化財の対象」は、法令・条例により指定・登録等がされていない文化財でございます。「(3) 地域文化財候補の選出及び決定」でございますが、市民団体等からの推薦を受け、教育委員会事務局文化財課で候補文化財を精査し、文化財審議会での意見聴取を経て、教育長が決定するものでございます。

続いて、「2 第4回地域文化財の決定」についてでございますが、令和3年4月1日から6月30日までを募集期間として推薦を募ったところ、31件の推薦がございました。推薦された文化財については、文化財課で現地調査や所有者へのヒアリング等を実施し、推薦内容を精査した上で、今回の地域文化財として推薦件数全ての31件を決定したものでございます。

次に、「3 主なスケジュール」でございますが、決定に当たりましては、関係要綱に基づき、10月18日開催の文化財審議会での意見聴取を行った上で、11月1日付で決定したものでございまして、本日の教育委員会への報告後、市議会への報告及び報道機関等への公表を予定しているところでございます。

なお、次の2ページには、このたび決定いたしました川崎市地域文化財の一覧表を、1枚おめくりいただき3ページ以降には、川崎市地域文化財顕彰制度要綱を添付しておりますので、併せて御参照願います。

第4回となる今回も、昨年度と同じく新型コロナウイルス感染症防止のための「まん延防止等重点措置」に基づく自粛要請期間中でありましたが、5月の連休明けから6月末の締め切りまでの期間に多くの推薦をいただきました。件数につきましては、昨年度の28件を僅かながら上回る31件の応募でしたが、推薦状況につきましては、昨年度の四つの区からの推薦に比べて、今回はすべての区から幅広く推薦をいただき、制度創設から、市民の皆様方にこの取組が少しずつ御理解いただけているものと感じているところでございます。なお、第5回の推薦募集につきま

しては、来年2月頃から広報、周知に取り組むとともに、募集案内の配布やホームページへの掲載についても、年度内に実施してまいりたいと考えております。今回決定分と合わせて地域文化財の総数は190件となりますことから、今後もホームページや案内パンフレットなどによる普及啓発に努め、市民の理解と関心をより高めていく取組を引き続き推進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問等がございますでしょうか。

岩切委員。

**【岩切委員】**

御説明ありがとうございました。

先ほど、昨年度は4区からのみの応募ということで、今年度が全ての区からということだったのですが、広報活動とか去年と今年で変えられたこととかはございますか。

**【服部文化財課長】**

お答えさせていただきます。

広報につきましては、昨年度と同様の広報を行っておるところでございますが、今回につきましては、さらにお声かけ等をさせていただいて、例えば、区役所に出向いて関係団体への説明ですとか、そうした取組をした結果、全区から応募をいただいたということになっております。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

以下、非公開となります。

<以下、非公開>

## 7 報告事項Ⅱ

### 報告事項No. 4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

#### 【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No. 4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

#### 【瀬川庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 4「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」につきまして御説明申し上げます。こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第5項による専決処分」によって住居表示の実施に伴う川崎市市民館条例の一部改正を行うものでございます。

報告事項No. 4の2ページを御覧ください。制定理由でございますが、「住居表示の実施に伴い、実施区域内の市民館の位置の表示を変更するため、この条例を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき、3ページを御覧ください。改正の内容につきまして、新旧対照表で説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。3ページから4ページにかけて、この条例の第2条第2項の表の川崎市麻生市民館岡上分館につきまして、「麻生区岡上286番地1」を「麻生区岡上3丁目15番5号」に、市民館の位置の表示を改めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、住居表示の実施日に合わせてこの条例の施行期日を令和3年11月22日と定めております。また、報告事項No. 4資料に住居表示に関する資料を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

なお、こちらにつきましては、令和3年第4回市議会定例会に報告をいたします。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

何か御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4について承認してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<承認>

#### 【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 4は承認といたします。



## 報告事項No. 5 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画素案について

### 【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 5 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画素案について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

### 【二瓶教育政策室担当課長】

教育政策室でございます。よろしくお願いたします。

それでは、報告事項No. 5「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画素案について」を御説明いたします。A3判の折り込んでおります資料1を御覧ください。本日は、こちらの第3期実施計画素案の概要版を使って御説明をいたします。

まず、1ページ目左側には策定趣旨、対象分野、計画期間、また、資料右側上段には、基本理念・基本目標など教育プランの概要をお示ししております。一番左肩でございますように、このたびの第3期実施計画につきましては、令和4年度から令和7年度までを対象としているところでございます。

ページを1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。上段の「1 第2期実施計画における主な取組」についてでございますが、第2期の主な取組と成果を記載しており、第2期計画期間中では、「キャリア在り方生き方教育の推進」、中学校給食を実施し「小中9年間を通じた食育の推進」や「地域の寺子屋事業の推進」など、様々な課題解決を目指し、教育施策を推進してまいりました。

中段から下、「2 第3期実施計画における基本的な考え方」をお示ししてございまして、第2期実施計画期間におきましては、「新型コロナウイルス感染症の影響」や「SDGsの社会への浸透」など本市をめぐる国の動向や社会環境も大きく変化しており、こうした変化や「教職員の働き方仕事の進め方改革」や「GIGAスクール構想」など、新たに対応すべき課題に機動的に対応しながら、教育施策を推進し、プランの基本理念及び基本目標の実現に向けて取組を進めてまいります。

ページを1枚おめくりいただきまして、3ページ目を御覧ください。こちらは第3期実施計画の全体像でございます。第3期実施計画の八つの基本政策の主な取組について紹介いたします。なお、表中の施策及び主な取組覧で「★」印が付されているものが重点事業でございまして、そのうち下線をつけているもの、こちらが第3期実施計画で新たに位置づける事業でございます。

それでは、基本政策ごとの主な取組について御説明いたします。はじめに、「基本政策Ⅰ」では、本市の教育の基盤となる「キャリア在り方生き方教育の推進」でございまして、平成28年度から全校で実施、今後も取組を推進してまいります。

次に、「基本政策Ⅱ」では、「確かな学力の育成」といたしまして、「市学習状況調査の結果の活用推進」でございまして、現在、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施しております調査対象の学年を拡充し、経年的に統一のデータを収集して活用していくことで、教育活動の質の向上に役立ててまいりたいと考えております。また、その下でございます4番の「教育の情報化の推進」でございまして、人材育成や現場への支援を行いながら、段階的なステップアップに向けた取組を行い、「かわさきGIGAスクール構想」を推進してまいります。

次に、「基本政策Ⅲ」では、「共生社会の形成に向けた支援教育の推進」といたしまして、「児童生徒支援・相談活動の拡充」でございますが、年々増加し、また低年齢化の傾向がある不登校児童生徒や、いじめの問題への対応や支援の充実を図っていくために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を図るとともに、ICT等を活用した学習支援や不登校児童生徒に特化した不登校特例校について調査・研究を進めてまいります。

次に、「基本政策Ⅳ」では、「児童生徒数・学級数増加対策」といたしまして、こちらはいわゆる義務標準法の改正に伴う35人学級の実施への対応を適切に行い、良好な教育環境を確保してまいります。なお、義務標準法では、令和7年度までにすべての学年で35人学級へ移行することとされております。

次に左下に移りまして「基本政策Ⅴ」では、「学校運営の再構築」といたしまして、教職員の働き方・仕事の進め方改革を推進し、教員が本来的な業務に一層専念できる環境を整え、特に意識改革に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。また、教職員の資質・能力を向上し、「主体的・対話的で深い学び」の実施に向け、研修の充実を図り、人材育成を着実に進めてまいります。

次に、「基本政策Ⅵ」では、「地域における教育活動の推進」といたしまして、地域の多様な人材や資源を活かして、子ども会議や地域教育会議のさらなる活性化に向けた取組の充実、また、地域の寺子屋事業の取組を推進してまいります。なお、地域の寺子屋につきましては、本年11月現在、72校で寺子屋を開講しているところでございます

次に、「基本政策Ⅶ」では、「自ら学び、活動するための支援の充実」といたしまして、学習や活動を通じた人づくり、つながりづくりを推進し、学習と活動の好循環を生み出し、自ら学び活動するための支援の充実を図ってまいります。また、生涯学習環境の整備といたしまして、学校施設の有効活用を進め、市民の主体的な学びの場や活動を支援してまいります。

次に、「基本政策Ⅷ」では、「文化財の保護・活用の推進」といたしまして、橘樹官衛遺跡群の史跡整備を推進するとともに、全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげてまいります。また、日本民家園、かわさき宙と緑の科学館の博物館では、来館が困難な方も楽しめるよう、デジタルコンテンツを提供しながら工夫して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、各基本政策の概要でございます。

続きまして、一番下段にございます「今後のスケジュール」でございますが、1か月間のパブリックコメント手続の実施を予定してございます。現在の予定では、11月22日からの1か月間をパブリックコメント期間として予定しております。また並行しまして、引き続き、PTA、社会教育委員、学校関係者等の意見を伺うとともに、校長会とも今現在、調整を図っておるのですが、子どもの意見を伺っていきなというふうと考えているところでございます。現在、GIGA端末もございますので、校長会との調整では、そういったアンケートも取りやすいというふうにご覧いただいておりますので、ぜひ伺えればというふうと考えております。また、いずれにいたしましても、地域協議会議等をはじめ、様々な関係団体に情報提供をさせていただきたいというふうにご覧いただいております。その後、パブリックコメントや関係者に頂いた御意見を踏まえまして、令和4年2月上旬に第3期実施計画の案を教育委員会会議及び市議会文教委員会へ報告をいたしまして、その後3月下旬の教育委員会会議にて、改めて本実施計画について御審議いただきまして、第3期実施計画を公表する予定となっております。

報告事項No. 5の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

はい、ありがとうございました。  
御質問等はございますでしょうか。  
高橋委員。

【高橋委員】

たくさんいろいろ課題のある中、施策、計画をまとめていただいて、ありがとうございました。  
幾つか、これから事業などを進めていく上でお願いしたいことを何点かお話しできればと思います。

こちらの素案と両方を合わせてお話を伺いたいと思うのですけれども、素案だと35ページのほうにあると思うのですけれども、基本政策Ⅱの市学習状況調査の結果の活用推進ということで、私も何度か会議のほうでもお願いをさせていただいて、アンケートや学習のテストの結果を活用していただきたいということで入れていただいて大変感謝をしております。もし、可能であれば、外部機関のような大学の先生ですとか、そういうデータを解析するというような、もし、できれば専門家の方とも協力して分析して、今後の施策ですとか、子どもたちへのいろんなものに反映させていっていただければと思います。

次に、素案でいうと42ページのところなのかなと思うのですけれども、基本施策のⅣのかわさきGIGAスクール構想の推進というところと、基本政策の一人ひとりの教育的ニーズに対応するところの両方に関わってくると思うのですけれども、GIGA端末が配付されて、私の子どもの学校でもすごく活用されていてありがたいと思っております。まず、先生方に配っていただいた『はじめよう かわさきGIGAスクール構想』のハンドブックも手元にあるのですが、こちらで、いわゆる、みんなの授業をもっとより豊かなものにしていこうということと、それから、個別最適な学びをやっていきましょうという、そういうものもあると思うのですけれども、いわゆる一斉授業のやり方で学習に難しさを感じているお子さんというのが、私の周りにも結構いらっしゃるんですね。今この計画の中で、学校にICTを入れることで、難しかったところが次はできるというようなところのお話が出ていなかったのも、どこら辺に入るのかなというところと、GIGAスクール構想を進めていく上で、メガネのようにGIGA端末を使って、例えば、読みづらい子とか、デジタル教科書の活用ですとか、そういうところを進めていっていただきたいなという、どの辺りに関連しますかというところ、授業を主体的対話的な学びを深めていくところと一緒に個別最適な学びというところを両輪としてやっていっていただきたいなというところがあります。

それから、素案でいうと、77ページ、78ページの辺りだと思うのですけれども、ちょうど、私、日曜日に「子どもの権利条約フォーラム」のほう、イベントに参加させていただいて、午前中の分科会で、地域教育会議についての分科会に参加させていただいたというのもあるのですけれども、やっぱり、川崎市、その地域でどうやって子どもを育てていくのか、支えていくのかという取組は、すごく先進的だなということを実感させていただきました。

その上で、川崎が先に進んでいたが故に、後からいろんな考え方とかというのが、コミュニティ・スクールですとか、地域協働本部でしたか、そういう新しい考えが出てきて、どうやって整合性を取っていくのかとか、地域のほうも混乱しているところがまだあるのかなと思うので、そ

ういうところも整理というのは、市のほうでも先導していただくというか、うまく今あるものと新しい考えをうまく融合を進めて、今ある仕組みを効率的に使いながら進めていただければいいなというふうに思っています。

素案の78ページのところに、川崎市子ども会議の話もあるのですが、ちょうど分科会のおきに出ていた話で、子どもが自分たちの声を聞いてもらえるという実感をもっと持つことがやっぱり必要だし、今の会議では課題じゃないかということも出ていて、確かにそうだなというふうにも思っていて、参加人数が少ないというようなお話も出ていたのですが、すごく良い仕組みなのに子どもたちに届いていないなというところがあるので、そういうところを地域と学校と協力しながら子どもに発信できたらなということと、あと、これは質問にもなるのですが、学校の外で活動したことって、学校の中で評価されるような仕組みがあるのかなというのがお聞きしたくて、もし、ないのであれば、例えば、学校での活躍の場はないのだけれども、学校の外の地域教育会議ですとか、ボランティアですとか、そういうところで自分なりに活躍していたりしているところを学校でも将来に向けて評価するというような仕組みがあれば良いのかなというふうに感じた次第です。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。御要望の点と質問的な部分もあるかなと思いますが、1個ずつ確認でいいですか。

**【二瓶教育政策室担当課長】**

そうですね、それぞれ補足等を含めまして。

**【小田嶋教育長】**

まず、学習状況等調査のデータの活用について、事務局のほうから。

**【二瓶教育政策室担当課長】**

かしこまりました。

まず、外部機関での解析というお話がありました。確かに、この学習状況調査は、作問だけでもかなりの先生方の負担というのを感じております。そういった中で、プロの事業者ではないですが、そういったことも検討しながら、幅広く、教職員の負担軽減という視点も大切にしながら、ここは考えていきたいと思っております。

また、関連しまして、次の個別最適な学び、そういったところにつきましては、こちらの素案のページでいいますと、43ページをごらんいただきたいと思うのですが。この端末を活用したメリットも活かしながら、下から2番目に学習履歴、まさにスタディ・ログというところを記載させていただいております。こちらデータをしっかり蓄積しながら、授業改善等に活かす、そのようなスタディ・ログの蓄積も進めながら、一体的に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、地域教育会議のところ、先ほど川崎は先んじてというところが故にというお話があったと思いますが、まさにコミュニティ・スクールであるとか、地域協働本部を含めて、事務局運営も生涯学習推進課であるとか、また教育政策室のほうに部署がまたがっているところもあ

るのですが、そこはしっかり横の連携を図りながら取組を進めてまいりたいと思います。地域教育会議につきましても、一部このコロナ禍で開催されなかったとか、いろいろの間、大分変わってきたかと思うのですが、そこは事務局としてもしっかり連携をかけながら、コーディネータ等を含めて支援してまいりたいと考えております。

また、子ども会議のところですが、まさに、子どもの声というのが、先日、市長のマニフェストにもプラスワンという形で、子どもの声を市政にというお話がありました。中学校区の子どもの会議であるとか、市の子どもの会議であるとか、それをどのように意見を吸い上げて、そういった仕組みづくりというのもしっかり考えていきたいなというふうに思っております。今は単体で市の子どもの会議、中学校区で、それぞれ単独でというところとあれですけども、そうしているところをどのように集約をして、どう反映できるかというところの仕組みを、今後、大きな課題として捉えておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

最後に、御質問ということで学校の外で活動している地域教育会議や、ボランティアが評価されますかというところですが、聞いた話では、ボランティア活動とか、学校の記録に残るとも伺ったことはあるのですが。

#### 【佐藤総合教育センター所長】

地域の評価というところはすごく大切にしている視点です。コロナの前は、例えば消防団だとか、それから、地域の関わりということで子どもの会議とかというところを、町会で子どもたちに評価をさせて、みんなの前で発表させて、こういう活動をしていましたというところは小中を含めてやっているのですが、コロナでほぼほぼテレビ放送という中で、外の活動も大分制約の中で、それはちょっと弱くなっているかなというところで、やっぱりいろんな価値観というか、社会に通すという意味ではすごく大切な視点だと思いますので、そこはやっぱり生涯学習等と連携しながら、子どもたちはどんどん外に出て、地域というものを意識するというところが、まさにこれからの学校づくりの肝だというふうに思っています。

教育長も未来というところで、10年後のまちづくりというところも、校長会のほうで説明していただいたという経緯もありますので、やはり小さいまちづくり、そこに子どもが参画するというところは非常に重要な視点だというふうに思っています。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

評価とは、いわゆる成績や入試云々ではなくて、本当に大きな意味での評価ということでやったことを認めて、みんなに知らせていくとか、その子自身に返していくとか、次の活動につながるような、あるいは、意欲の向上につながるような意味での評価、そういう部分では、いろいろな形で今までやってきているし、今後もやっていくということになると思います。

#### 【高橋委員】

ありがとうございます。

#### 【小田嶋教育長】

今、4点ぐらいについて、いろいろ御意見や御質問等ありましたけど、関連してありますでし

ようか、今のことに関連して。

#### 【岡田委員】

令和の日本型学校教育を踏まえて、本市の持っている良さを見失わないでということで、さらに、この案ができていくというふうに理解しています。素晴らしいプランができていくと思います。

今のことにに関していうと、スタディ・ログのところ、令和の日本型学校教育では、C B T、C o m p u t e r B a s e d T e s t i n gのことが入っているわけで、これはもう確実にこうなっていくことは目に見えていますし、P I S Aは既にそれを入れて学力検査をやっているはずでありますし、このとき一人だけで回答するのではなくて、何人かでネットワークを使って回答していくみたいなものも試行を始めているはずでございますので、何が言いたいかというと、大変革期でD Xの流れは止まらないと思いますので、教育にもこれも必然的に入ってきますので、先ほどおっしゃったように、A Iをうまく使って分析して、それを活かしていくというような視点が絶対に必要でありますので、変革期の真ただ中だということをいつも意識して、お願いになるのですが、旗を振り続けていただかないと、現場の先生は目の前に夢中になると、後ろで旗が振られていないと、後ろを振り返ってみたら、「あれ、旗が振られていないぞ」ということになってしまうのが一番いけないと思うので、ぜひ、旗を振り続けていただいてという意味で、どんどん発信するというのでしょうか。スタディ・ログの結果等を踏まえて、何か新しく手に入れたこととか、新しく進めたことを、どんどん発信し続けていただいて、川崎全体で先生方が同じ方向に向かって突き進んでいくというのでしょうか、何かそういうのをぜひお願いしたいというふうに思います。

先ほども言いましたように、D Xの流れは変わりませんし、今は文字を打ってやり取りしていますが、もう間もなく音声のS N Sに変わっていくのは必然でありますので、今とはまた人間関係も変わってくるなというふうにも思いますので、そういう視点でぜひ旗を振り続けていただきたいなというのを感じます。ありがとうございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

では、先ほど高橋委員に言っていただいたこと、今、岡田委員のことに関連してでもいいです。また、別の視点でも結構ですので、他にございますでしょうか。

岩切委員。

#### 【岩切委員】

第3期実施計画の中にS D G sの表記が入っていたことは、非常に分かりやすくなって良かったなと思います。

特に、S D G sで誰一人取り残さないという理念というものが反映されて作られているところで、非常に分かりやすくなったし、そういうことを意識しているということが伝わってくるものになったかなというふうに思っています。

S D G sの目標の中でも教育が一番関係するところでは、目標4の「質の高い教育をみんな」にというところに最終的にはつながっていくと考えていらっしゃると思うのです。川崎市

は他の都市とは違って、人口増加があって学校の数も増えていくという、こういう中であって、質の良い教育をするために、質の良い教師の雇用ということがとても大事になってくると思うのです。ここの強化をぜひ考えていっていただきたいなというのが一つお願いでございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

石井委員。

**【石井委員】**

素案、本当によくまとめられたと思っています。第2期のレビューも確実にされていますし、第3期の実施計画の基本的な考え方もしっかりと整理されていて、今後4年間で着実に実施されていくということを期待したいと思います。

それで、僕のほうから二つほど意見というか、お願いがありまして、基本政策のⅣに「安全教育の推進」ということが主な取組として掲げられています。防災力の向上ですとか、通学路の安全対策というのは、非常に大切な部分だと思っています。防災力の向上の点では、訓練が大切ですので、継続的に取り組んでいただきたいことと、他県では通学中の重大交通事故というのも発生しているところなので、交通状況とか道路環境というのは変化がありますので、これからの一般犯罪の防止も含めて関係機関と連携して、日常的に安全確保に取り組んでいただきたいなと思います。

それから、基本政策のⅤで地域とともにある学校づくりの推進ということが政策に掲げられていまして、先週土曜日に東菅小の50周年記念の式典に出させていただきました。その第二部で1年生から6年生の「50周年の歴史を感じ、そして今」というテーマで各学年、それぞれ学校と地域、それから、地域の人々、皆さんとの結びつきについて、いろんな活動であるとか地域の方の紹介とか内容が充実してまして、また、うれしく思ったのは、こういう地域との環境にとっても感謝しているという子どもたちの発表を歌とかミュージカルふうな仕立てで内容も充実してまして、感動しました。

今年の全国学力・学習調査の中で、地域の行事に参加していると回答した本市の児童生徒の割合は全国平均よりも下回っているということでしたので、この東菅小学校のような地域と学校、生徒と地域の人とのつながりが深まっている、そういう形での学校づくりを推進しているという一つの良い例だと思いますので、こういった地域とともにある学校づくりというのを、これからもぜひ推進していただきたいなというふうに思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

今、石井委員がおっしゃった、全国学力・学習調査における地域の行事に参加している児童生徒の数字が低いというのはここのところ続いている傾向ですけど、質問はこういう質問ですが、私も50周年に出て子どもたちの様子を見ると、学校教育活動の中で地域等との連携や協力などの関わりが本当に深い。だから、あの質問の答えのパーセントだけではなく、地域との関わりや

感謝だとか、そういうところもしっかり評価していかなければいけないなというのを、今、50周年記念式典に出て感じているところです。多分、今度の土曜日も、その次も同じように感じるのかもしれない。今、そのような御意見を聞きながら感想を持ちました。

幾つか、それぞれ御意見を頂きましたけれど、コメントはございますでしょうか。

**【二瓶教育政策室担当課長】**

今、最後にお話をいただいたところで、まさに本市の大切にしているキャリア教育の視点の中で、「自分をつくる」、「みんな一緒に生きている」、最後に「わたしたちのまち川崎」という視点を大切にしているところから御評価いただいたのかなど。また引き続き、このキャリア在り方生き方教育だけではなく、精いっぱい推進していきたいと思っております。いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

他にはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 5について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 5は承認といたします。

## 8 議事事項

### 議案第32号 G I G Aスクール構想端末等の取得について

**【小田嶋教育長】**

続いて、議事事項に入ります。

なお、議案第32号及び議案第34号は令和3年第4回市議会定例会に提案する議案に関するものでございます。

「議案第32号 G I G Aスクール構想端末等の取得について」の説明を、情報・視聴覚センター担当課長、お願いいたします。

**【関口情報・視聴覚センター担当課長】**

情報・視聴覚センターでございます。よろしくお願いいたします。それでは、「議案第32号 G I G Aスクール構想端末等の取得について」御説明いたします。

はじめに、議案書を御覧ください。本議案につきましては、川崎市立小学校及び中学校においてG I G Aスクール構想を推進するために必要な端末等を取得するもので、令和3年第4回市議会定例会に議案として提案するものでございます。

それでは、議案第32号資料、上段に四角く囲っているほうの議案第32号資料、こちらをご



らんいただければと思います。「提案理由」といたしまして、川崎市立小学校及び中学校においてG I G Aスクール構想を推進するために必要な端末等を取得するもので、地方自治法第96条第1項第8号及び川崎市財産条例第2条の規定により、予定価格が8,000万円以上の動産の買入れを行う場合に議会の議決に付す必要があるため、御提案させていただくものでございます。

「契約物件」はG I G Aスクール構想端末等一式、「契約の方法」につきましては一般競争入札、「契約金額」につきましては9,075万円、「納入期限」につきましては令和4年3月31日、「納入場所」は川崎市総合教育センター、「契約の相手方」は株式会社JMCとするものでございます。「物件の内訳」でございますが、パソコンを1,500台、そのパソコンを管理するための端末管理のツールライセンス、1,500ライセンスとなっております。導入の目的としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、かわさきG I G Aスクール構想の推進及び新しい生活様式への対応のため、川崎市立小学校及び中学校における非常勤講師等が使用するG I G A端末等を追加整備するものでございます。

資料を1枚おめくりください。参考資料として、この根拠の規定となる、先ほどの「地方自治法」と「川崎市財産条例」の一部抜粋を掲載しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

御質問等ございますでしょうか。

岩切委員。

**【岩切委員】**

何社ぐらいからの入札があったのでしょうか。

**【関口情報・視聴覚センター担当課長】**

一般競争入札ですので、どなたでも参加できるものです。ただ、結果的に、参加は1社でございました。

**【小田嶋教育長】**

よろしいでしょうか。

他にはいかがですか。

高橋委員、どうぞ。

**【高橋委員】**

基本的なことですみません。パソコン1,500台と物件の内訳にあるのですが、いわゆる、子どもたちが使っているG I G A端末と言われるC h r o m e b o o kのことでよろしいでしょうか。

**【関口情報・視聴覚センター担当課長】**

委員の皆様にも以前見ていただいた、子どもたちが扱うC h r o m e b o o k、先生だから違う機械というわけではなくて、子どもも大人もみな同じC h r o m e b o o kでございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

**【高橋委員】**

今回は、そのパソコンと端末を管理するツールのライセンスということですが、この1,500台を新たに保守、運営するというような予算が発生すると思うのですが、今回は動産の取得ということなので別で、またその保守料みたいなものは違うところで発生していると思ってよろしいですか。

**【関口情報・視聴覚センター担当課長】**

以前、11万7,000台入れたものは5年間のリース契約ですので、リース契約期間中の維持に関する費用はリース料で払っているのですが、今年度に備品で物を買ってしまいますと、次年度以降にこれを維持するための後年度負担、それは確かに発生するもので、そこはこれからまた詰めていく必要があります。

**【高橋委員】**

子どもたちの物はリースで、先生たちが使う物は公費で買い取るというような切り分けになっていると思っていいですか。それがリースではない理由というか。

**【関口情報・視聴覚センター担当課長】**

リース契約のメリットとして、その費用の負担を、5年間に分割でき、予算の平準化が図れるというメリットがありました。

今回もそういう手法が使えれば良かったのですが、一方で、この導入目的のところにも書かせていただいた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、国からこういう交付金の制度が紹介される中で、このお金を最大限活用して川崎の教育現場に活かしていきたいということで、今回はリースでなくて一遍に買取りを考えたところです。

**【高橋委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

他にはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第32号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【小田嶋教育長】**

では、議案第32号は原案のとおり可決いたします。

### 議案第33号 令和3年度教員表彰について

小松教職員人事課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第33号は原案のとおり可決された。

### 議案第34号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

#### 【小田嶋教育長】

次に、「議案第34号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

#### 【日笠庶務課長】

それでは、議案第34号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取」につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、議案を1枚おめくりください。こちらは、令和3年第4回市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取についての回答案でございます。今回、市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務に係るものは、10月26日に開催の定例会において御審議いただきました「川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の指定について」のほか、先ほど、御審議いただきました「GIGAスクール構想端末等の取得について」と併せまして、後ほど御説明いたします「令和3年度川崎市一般会計補正予算」となっております。

次に、議案第34号資料の表紙をおめくりいただきまして、資料1を御覧ください。下段の参考にご覧のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、資料2を御覧ください。令和3年度川崎市一般会計補正予算についてでございます。補正の内容といたしましては、「1 債務負担行為補正」でございまして、まず、学校管理運営委託事業費で学校施設地域管理事業において、作業報酬下限額の上昇を踏まえ、限度額を増額するもので、限度額を12億5,412万円とするものでございます。次に、小杉小学校土地借上料で、小杉小学校敷地の賃料が固定資産評価替えにより改定されることに伴い、限度額を増額するもので、限度額を69億5,304万4千円とするものでございます。以上の補正予算につきまして、教育委員会事務局といたしましては、異議はないものと考えております。説明は、以上でございます。

議案にお戻りください。今回、提出予定の議案については、ただいま御説明いたしましたとおりでございまして、議案の各号のいずれにおきましても意見はないものとしております。

議案第34号の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第34号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第34号は原案のとおり可決といたします。

## 9 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(15時14分 閉会)